

あなたは ハンセン病のこと 知っていますか？



長い間、偏見や差別に苦しんでいる人たちがいます。
ハンセン病問題は今、私たちの身近でおきている
「いじめ」や「差別」に共通するものがあります。
この問題をどのようにして乗り越えればいいのか
一緒に考えてみよう。

ハンセン病について正しく理解し、差別や偏見をなくそう

親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない—

実名を名乗ることができない—

結婚しても子どもを産むことが許されない—

一生療養所から出て暮らすことができない—

死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない—



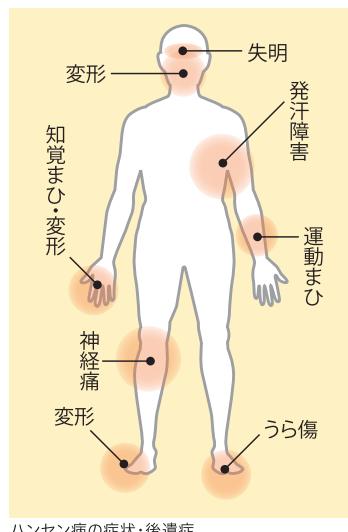
ハンセン病回復者の方々は
長い間、こうした生活を強いられてきました。
あなたは想像できますか？

ハンセン病Q&A

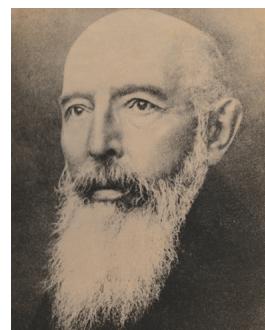
Q ハンセン病ってどんな病気？

A ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起きる病気です。発病すると末梢神経や皮膚がおかされるため、感覚障害がおこり、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなります。顔（鼻、眼、口）や手足が変形する後遺症が残ることもあります。

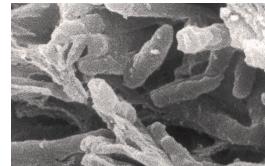
かつては「らい病」と呼ばれていましたが、病名からくる差別と偏見に対する固定観念を是正するため「らい菌」を発見したノルウェーの医師ハンセン氏の名をとって、現在では「ハンセン病」と呼ばれています。



ハンセン病の症状・後遺症



アルマウェル・ハンセン



らい菌

Q ハンセン病は今でも感染しやすいですか？

A 現代の日本の衛生状態、栄養事情、生活環境を考えると「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。ハンセン病療養所の医師や看護師、職員に

発病した者がいないということからも、「らい菌」の病原性が弱く、きわめて感染しにくいことを証明しています。このことから、隔離を必要としない病気です。

Q いつごろからあった病気ですか？

A ハンセン病の歴史は紀元前に始まり、インドかアフリカを起源とすると考えられています。日本では「日本書紀」や「今昔物語」の書

物にも「癩」の記述が見られます。鎌倉時代には僧の忍性が奈良に日本最古の療養施設を開き、患者の救済をしたという記録が残されています。

Q ハンセン病は治るのですか？

A 有効な治療薬がない時代は、「不治の病」といわれていました。江戸時代の頃より治療薬として大風子油(たいふうしゆ)が用いられていましたが、効果はあまり期待できませんでした。1943(昭和18)年、アメリカで「プロミン」がハンセン病治療にたいへん効果があることが確認されました。

日本では第2次世界大戦後、治療にプロミンが導入され、やがて全国の療養所で使用されま

した。現在では、いくつかの飲み薬の組み合わせによる多剤併用療法(MDT)が行われ、ハンセン病は障害を残すことなく治る病気となっています。



大風子油



プロミン



多剤併用療法 (1981年:WHO提唱)

Q 患者さんや身内の人はどうのような差別を受けたの？

A 「らい菌」が発見され、非常に感染力の弱い菌であることがわかつっていたにもかかわらず、住んでいた家を大がかりに消毒したり、



ハンセン病問題啓発DVDより



患者送致用の車両で東村山駅へ

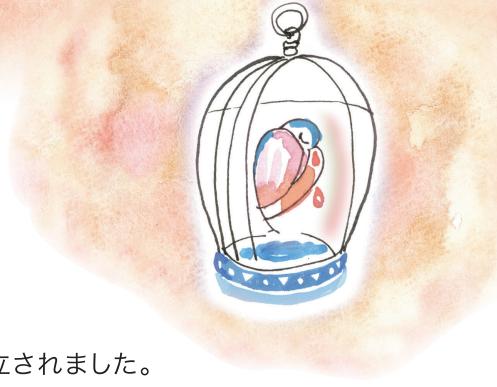
強制的に患者を隔離するという政策を行い、「とても怖い病気である」という誤った認識を人々に植え付けてしまいました。そのせいでハンセン病の患者だけでなく、その家族たちへの偏見、差別もさらに高まっていきました。近所付き合いから疎外され、結婚や就職を拒まれたり、住み慣れた土地から引っ越しを余儀なくされるなどの差別を受けました。

Q 現在の療養所での生活はどうですか？

A 1998(平成10)年、熊本地裁に「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提訴され、2001(平成13)年に入所者たち原告が勝訴し、国は控訴しませんでした。判決の結果、社会復帰のための対策も進み、ハンセン病療養所入所者は自由に療養所の外に住むことができ

るようになりました。しかし、入所者の高齢化及びふるさとの家族の世代交代により社会復帰は難しくなっています。現在の療養所の生活は、ハンセン病は治癒していますが、後遺症・合併症の治療をしながら、高齢化に伴う生活習慣病の治療もしている状況です。

ハンセン病の歴史(近代～現代)



- 1873(明治6)年 …… ノルウェーのハンセンが、らい菌を発見しました。
- 1875(明治8)年 …… 東京に日本で初めてのハンセン病専門病院(起廻院)が設立されました。
- 1897(明治30)年 …… 第1回国際らい学会議(ベルリン)でハンセン病は伝染病であると正式に承認されました。
- 1907(明治40)年 …… 「**癞予防二関スル件**」制定 「放浪患者」の隔離を主な目的として制定されました。
- 1909(明治42)年 …… 大阪府を主管とする兵庫県を含む近畿・北陸の2府10県により、現在の大坂市西淀川区中島2丁目にあたる場所に、公立のハンセン病療養所「第三区連合府県立外島保養院」(以下「外島保養院」)が開設されました。
- 1930(昭和5)年 …… 日本最初の国立療養所「長島愛生園」が開園しました。
- 1931(昭和6)年 …… 「**癞予防法**」制定 これにより在宅患者にも療養所へ強制的に入所させるという「無らい県運動」も全国的に進められていきました。
- 1934(昭和9)年 …… 外島保養院が、室戸台風により壊滅的な被害を受け、入所者173名をはじめ多くの尊い命が奪われました。
- 1943(昭和18)年 …… アメリカでファジーが、プロミンがハンセン病治療に効果があることを発表しました。
- 1948(昭和23)年 …… 「優生保護法」の対象にハンセン病も加わり、入所者たちの断種手術が合法化、強制されました。
- 1951(昭和26)年 …… 患者たちは全国国立療養所患者協議会(全癞患協)をつくり、法の改正を要求していきました。
- 1953(昭和28)年 …… 「**らい予防法**」制定 「癞予防法」を改正した法律。強制入所、従業禁止、通告義務、外出禁止、所長の「懲戒検束権」などがそのまま残り成立します。
- 1981(昭和56)年 …… WHO(世界保健機関)が多剤併用療法を推奨しました。
- 1988(昭和63)年 …… 岡山県の長島に「人間回復の橋」邑久長島大橋が17年の年月を経て開通しました。
- 1996(平成8)年 …… 「**らい予防法の廃止に関する法律**」制定 「らい予防法」の見直しが遅れたことなどについて、厚生大臣が初めて謝罪をしました。偏見を是正するために「らい」を「ハンセン病」と改めました。
- 1998(平成10)年 …… 「**らい予防法違憲国家賠償請求訴訟**」 星塚敬愛園、菊池恵楓園の入所者ら13人が国を相手取り「『らい予防法』違憲国家賠償請求訴訟」を熊本地裁に提訴しました。
- 2001(平成13)年 …… 「**らい予防法**」違憲訴訟で勝訴
熊本地裁は、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で、原告勝訴の判決。「国は控訴せず」と、内閣総理大臣が表明しました。
「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定
原告勝訴をきっかけに新たに補償を行う法律もできました。
- 2002(平成14)年 …… 全国50の新聞紙上に厚生労働大臣名で謝罪広告が掲載され、国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業が開始されました。
- 2003(平成15)年 …… 熊本県の温泉地のホテルが菊池恵楓園入所者の宿泊を拒否し、大きな人権問題として取り上げられました。
- 2005(平成17)年 …… **ハンセン病問題の検証会議(厚生労働大臣より委託)** 全国のハンセン病療養所を巡って26回にも及ぶ検証会議が行われ、被害の実態が明らかになり、再発防止への提言が行われました。
- 2006(平成18)年 …… 検証会議の結果、全国の療養所などで胎児や新生児の標本115体の存在が明らかになり、松丘保養園(青森)、多磨全生園(東京)、邑久光明園(岡山)などで丁重な慰靈祭が行われました。
- 2008(平成20)年 …… 「**ハンセン病問題の解決の促進に関する法律**」制定
この法律は、「ハンセン病問題基本法」とも呼ばれ、療養所施設を地域に開放し、地域住民の診療を認めるなど、入所者の社会復帰を後押しする内容が盛り込まれました。

隔離政策が行われた背景

日本の患者隔離政策は、1907(明治40)年に制定された「癩予防ニ関スル件」で始まりました。その後、国際社会が緊迫し、戦時体制に向かう中でナショナリズムが高揚し、祖国浄化が叫ばれるようになりました。このような社会情勢を背景に官民一体となった「無らい県運動」が起こり、患者隔離の世論は日々高まりました。そして、すべての患者の収容を目的とした「癩予防法」が制定され、

日本のハンセン病政策は確立されたのです。

第2次大戦後、日本国憲法が制定され新たな時代を迎えたが、「らい予防法」の制定によりハンセン病政策は戦前の隔離政策が継承されました。その後、予防法の廃止が遅れた原因是、社会全体がハンセン病回復者の人権に対する意識が低く、問題に無関心であったことがあげられます。

隔離・偏見・差別の歴史

優生保護法

「不良な子孫の出生を防止する」などの目的で断種や人工妊娠中絶を認めた法律で、1948(昭和23)年にハンセン病患者も対象とされました。しかし、この法律の対象とされる以前から療養所内では患者同士の結婚の条件として断種や堕胎が強いられていきました。

懲戒検束規定

療養所の所長には、療養所内の秩序確立のために、裁判を行わず患者を懲罰できる「懲戒検束規定」が与えられ、所内に監禁室が作られました。逃亡を企てたり、職員に逆らったりすると監禁室に収監されました。



療養所の監禁室と室内(邑久光明園)



無らい県運動

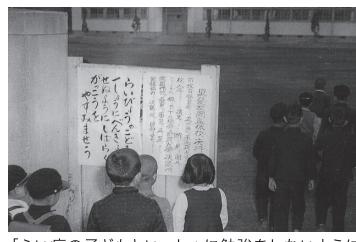
昭和の初期、ハンセン病患者を見つけ出し療養所に送り込むことを目的に患者を強制的に収容する運動が行われました。各県の衛生当局は、競うようにして患者を療養所に駆り立てていきました。



トラックで患者を収容する様子

黒髪小学校事件 1954(昭和29)年

熊本県のハンセン病療養所「菊池恵風園」の入所者の子どもが通う保育所「竜田寮」から感染していない児童4人が地元の黒髪小学校に入学することになりましたが、PTA等の反対で入学を拒否されました。当時、ハンセン病患者の子どもは、いずれ発病するという偏見から「未感染児童」とよばれています。その子どもたちから病気がうつるのを恐れて、登校阻止や授業拒否などを行ったのです。



「らい病の子どもといっしょに勉強をしないように学校を休みましょう」と書かれた張り紙

ホテル宿泊拒否事件 2003(平成15)年

熊本県のホテルがハンセン病の元患者であることを理由に入所者の宿泊を拒否する事件がおきました。その後ホテル側が形式的に謝罪したことに対して入所者たちが「反省がない」と発言。それがマスコミから報道されると、全国から入所者に対する非難、中傷の電話や手紙が相次ぎました。



入所者に対する非難、中傷の手紙

現在、ハンセン病問題は解決してるの?

1998(平成10)年、熊本地裁に「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提訴され、翌年には東京、岡山でも訴訟が起きました。2001(平成13)年には熊本地裁で入所者らの原告が勝訴し、国は控訴しませんでした。

すでに「らい予防法」は廃止され、社会復帰のための対策も進んでおり、ハンセン病療養所入所

者は自由に療養所の外で住むことができますが、入所者の多くはすでに高齢となっていることもあり、療養所を退所する方はほとんどいません。

熊本県のホテルがハンセン病療養所入所者の宿泊を拒否した事件など、いまだに偏見・差別が社会復帰や、地域との交流を阻む大きな壁となっています。